

全国語学教育学会語用論研究部会定款

(名称)

第1条

この団体の名称は、the Japan Association for Language Teaching Pragmatics Special Interest Group(JALT Pragmatics SIG)とし、日本語名では、全国語学教育学会語用論研究部会とする。

(所属)

第2条

全国語学教育学会語用論研究部会は、全国語学教育学会に所属する団体である。

(目的)

第3条

全国語学教育学会語用論研究部会は、異文化間語用論、中間言語語用論、および語用論関連分野を含む語用論の研究を促進し、研究者間の交流を通して語用論研究の発展を支援し、語用論に関心を持つ語学教育の専門家間の人脈づくりの機会を増加させることを目的とする非営利団体である。

(事業活動)

第4条

語用論研究部会は以下の事業活動を上記に記載された目的のために行う。

- a)年次総会
- b)会議、ワークショップ、シンポジウム、講演
- c)会報の発行
- d)その他必要な事業活動

(公用語)

第5条

語用論研究部会の公用語は英語および日本語とする。

(会員)

第6条

本部会の会員は、以下の2種類に分類される。

- a)正会員:全国語学教育学会が規定する年会費を納めた全国語学教育学会の正会員はだれでも投票権を有する個人会員になることができる。
- a)特別会員:特別会員年会費を納めた者は、全国語学教育学会の正会員でなくとも投票権を有し

ない個人会員になることができる。

(役員および運営管理組織)

第7条

a)語用論研究部会調整委員会は、本部会の方針決定機関であり、部会代表、出版物監修者、会報(英語および日本語)編集者、会計担当、会員担当、企画担当、広報担当、Eメールリスト担当、ウェブサイト担当、地域代表会員の各役員をもって構成する。

b)年次総会において選任された役員の任期は直ちに始まり、翌年の総会における役員選挙時までとする。

c)前職の役員は、在職期間中に計画され開始された事業の完了まで支援を行う。

d)部会代表以外の役員は、兼任できる。

(役員のおすすめ、選挙および解任)

第8条

a)役員選挙は、語用論年次総会において発声投票により行われる。競合する役職がある場合は、無記名投票を行う。

b)役員への推薦は、選挙前に書面で提出するか、総会において提案することとする。語用論研究部会会員はだれでも、どの役職に対しても正会員を推薦できる。

c)選挙が行われた場合、投票結果は公表前に少なくとも2名の当該役職の候補者ではない語用論研究部会役員によって、または3名の当該役職の候補者ではない語用論研究部会会員によって審査される。

d)選挙結果が同点であった場合、決選投票は年次総会の議長により行われる。

e)役員の辞任または辞職は、語用論研究部会調整委員会のすべての役員に報告される。調整委員会は1週間のうちに候補者を探したのち、次の年次総会までの後任を選ぶ。競合する役職がある場合、投票用紙はファックス、郵便またはEメールにより、指定された選挙管理人、および候補者でない調整委員会の役員に送られる。

f)語用論研究部会定款または付随定款に定められている職務を果たさない役員は、会員の少なくとも5%により署名された、解任を求める請願書が語用論研究部会調整委員会に提出されれば、当該役員を除いた調整委員会役員 $\frac{2}{3}$ による無記名投票をもって解任することができる。当該役員はこの請願に関する報告を受け、調査委員会に対する弁明の機会を与えられる。また、調査委員会がこの請願書が有効であると決定した場合は、当該役員は辞任するかどうかの選択権を与えられる。

g)語用論研究部会の役員決定に関する告知は、すべての語用論研究部会会員に選挙後最初に郵送される会報によって行われる。

(定款の変更)

第9条

- a)この定款に対する改正案は、少なくとも3名の語用論研究部会調整委員会の役員によって、または少なくとも5%の語用論研究部会会員によって提案されなければならない。
- b)提案された改正案は、電子メールにて会員の3分の2により、または年次総会において、出席した会員の3分の2により投票され、承認されなければならない。
- c)改正案は、事前にすべての語用論研究部会会員に書面をもって詳述された明確な手続を経て承認されると、直ちに効力を生じる。

語用論研究部会の付随定款

1. 以下の語用論研究部会規則は(日付)より効力を生じる。

2. 役員の仕事

(1)部会代表

部会代表は、語用論研究部会調整委員会の活動の企画、および語用論研究部会の業務の監督に関する全般的な責任を負う。部会代表は、語用論研究部会の年次総会、および語用論研究部会が後援するその他の行事を統轄しなければならない。部会代表の不在においては、代表により指名された他の役員が部会の議長を務めなければならない。部会代表は、他の類似団体との連絡役を務めなければならない。部会代表は、全国語学教育学会に年次報告書を提出しなければならない。

(2)出版物監修者

出版物監修者は、語用論部会関係の全ての出版物を先導し促進するとともに、それらのアカデミックな基準を保持していく義務を負う。また、出版物監修者は、全国語学教育学会の出版部と連絡をとり、語用論研究部会会員が全国語学教育学会の出版物および広報活動に関する報告や情報を受けられるようにする。更に、編集部員と協力して、語用論研究部会の出版物にどの論文を掲載するかに関する方針を決定する。

(4)会報編集者

会報監修者は、少なくとも年3回、会報(英語名は”PRAGMATIC MATTERS”、日本語名は『語用論事情』)を編集し、発行する義務を負う。会報は、オンラインでの発行になることもあるが、少なくとも年一回は印刷した形で発行されるものとする。編集者は、必要な場合は、会報編集助手および編集部員を指名することができる。

(3)会計担当

会計担当は、すべての財務記録を管理し、語用論研究部会のすべての資金を集め、すべての支出を行う責任を負う。会計担当は、語用論研究部会の財務状況を年次総会において発表し、定期会計報告書を全国研究部会会計連絡係に提出しなければならない。会計担当は、計算書類を毎年末の決算後に行われる内部監査のために作成しなければならない。

(4)会員担当

会員担当は、会員の登録、会員資格の更新、会員が提供する会員情報の管理、包括的かつ最新の会員名簿の作成および内部分析用のデータベース化、および全国語学教育学会役員に対する会員情報の適切な提供を行わなければならない。

(5) 企画担当

企画担当は、すべての通常および特別企画の立案および準備を監督し、部会役員または全国語学教育学会の他の機関に必要な情報を提供しなければならない。企画担当は、語用論研究部会会員から発表の提案を募り、必要な場合はそれらの提案を審査しなければならない。企画担当は、全国語学教育学会国際会議および語用論研究部会のシンポジウムにおける講演者に連絡をとり、講演の手配を行わなければならない。企画担当は、全国語学教育学会支部会、全国語学教育学会の特別行事、または他の第二言語教育機関に対し、積極的に企画を提供していかなければならない。

(6) 広報担当

広報担当は、部会に関する情報を掲載したパンフレットを作成し、保存し、コピーを作成し、入会見込者に配布する義務を負う。広報担当は、部会の広報に関して会報監修者、およびウェブサイト担当と協力し、他の類似機関や国外団体との間に情報網を確立し、維持しなければならない。広報担当は、研究を促進し、これらの機関や団体と研究結果の交換を行う。

(7) E メールリスト担当

E メールリスト担当は、部会の E メールリストを管理する。

(8) ウェブサイト担当

ウェブサイト担当は、他の役員と協力し、部会のホームページを作成し、維持する。

(9) 地域代表会員

地域代表会員は、記録係の職務を負う。地域代表会員は、年次部会総会の議事録を指定された言語で作成し、直ちに部会代表および会報監修者に議事録を提供し、すべての部会会議の会議録を保持しなければならない。地域代表会員は、毎年、部会役員選挙を監視する。また、その他の紛争の場においては公平無私な立場で調停を行う義務を負う。

3. 利害の対立

語用論研究部会役員は、役員としての職務と私益の間の利害の対立を回避する努力を行わなければならない。具体的には、以下の場合に利害の対立が存在すると見なす。

(1) 語用論研究部会の出版物の編集を行う者が、自らの論文が掲載されるべきか否かを判断する場合、および自らの論文がどのように編集されるべきかを決定する場合。

(2) 語用論研究部会役員が、前億語学教育学会の行事において、本部会を代表して公演を行う場合。

(3) 語用論研究部会役員が、部会の名称を使用し、または部会の資産を使用して、教材またはサービスの販売を営利目的で促進する場合、または求職活動を行ったり、公選職に就こうとする場合。

4. 利害の対立を回避するための指針

付随定款第3条に定める利害の対立は、会報、語用論研究部会の出版物または掲示によりすべての会員に通知されなければいけない。また、役員は以下の指針に従って行動しなければならない。

(1) 語用論研究部会の出版物の編集を行う者も、その出版物のために論文を執筆することはできるが、その論文が掲載されるか否か、およびその論文がどのように編集されるべきかの決定に関わることは控えなければならない。そのような決定は、部会の出版物に関する他の役員、もしくは編集委員によって行われなければならない。

(2) すべての役員は、会議において部会を代表することができるが、代表者の選考手続に関わることは控えなければならない。発表の提案者を除いた、企画に関する役員は、発表の提案の審査手続を監視しなければならない。

(3) すべての役員は、営利活動を行うことができるが、語用論研究部会または全国語学教育学会フォーラムの名称および資産を使用して、商業的または政治的活動を行ってはならない。

5. 付随定款の変更

付随定款の変更は、定款の変更と同様の方法で提案され、決定される。また、これらの付随定款は、語用論研究部会調整委員会の4分の3の賛成をもって変更することができる。